相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県最上郡最上町大字向町八一五番地七、最後の住所山形県最上郡最上町大字向町八一五番地の七　被相続人　亡　金田　修司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

群馬県桐生市元宿町四番七号元宿ビル二Ｆ　相続財産清算人　司法書士　木口　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市馬橋五〇七番地二、最後の住所千葉県松戸市馬橋五〇七番地の二　被相続人　亡　伊勢　晴男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

茨城県牛久市柏田町三〇四七番地二四　司法書士塚本事務所　相続財産清算人　塚本　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県みどり市大間々町大間々一二八番地一〇、最後の住所群馬県桐生市新里町新川三九〇三番地一　被相続人　亡　松井　直人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九　京阪松戸ビル五階　東葛総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　萩原　得誉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区北新宿一丁目三四二番地、最後の住所東京都新宿区上落合三丁目一九番二号　被相続人　亡　金原　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一二号日本ガス協会ビル五階ＬＭ虎ノ門南法律事務所　相続財産清算人　弁護士　曽根　翼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市大町三丁目一八二六番地、最後の住所横浜市栄区笠間四丁目五番一六―五〇一号　被相続人　亡　阿部謙治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

事務所横浜市中区相生町一丁目三　モア・グランド関内ビル三階　相続財産清算人　弁護士　中村真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市岩村田八三七番地、最後の住所長野県飯田市上郷黒田二二七三番地五　被相続人　亡　吉田伊佐男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

長野県飯田市育良町二丁目五番三号　相続財産清算人　弁護士　松澤　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市宮下三〇一番地一六、最後の住所静岡県富士市宮下三〇一番地の一六　被相続人　亡　古牧　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

静岡県富士市永田町一丁目一五番地　中村ビル一〇二　フジタ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　藤田　峻弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市中島一六三番地五、最後の住所静岡県富士市中島一六三番地の五　被相続人　亡　天野　尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇　弁護士法人杉山法律事務所　相続財産清算人　弁護士　杉山　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市宝町三六八番地、最後の住所愛知県蒲郡市宝町一四番四号　被相続人　亡　神谷　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目二七番地一　ＷＡＬＬ　ＣＡＰＩＴＡＬ　ＨＩＬＬ　Ａ号室　福岡法律事務所　相続財産清算人　弁護士　福岡　孝往

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区古出来一丁目七一三番地、最後の住所愛知県瀬戸市東茨町一七番地の五　被相続人　亡　丹羽　巴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号　名古屋丸の内ビル七階　せせらぎ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　山口　季男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区生江二丁目四番、最後の住所大阪府大阪市旭区生江二丁目四番一二号　被相続人　亡　藤村　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市北区西天満三丁目一四番六号セン　チュリー西天満ビル二階　相続財産清算人　弁護士　工藤　大基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋二丁目一―一八―六〇一、死亡の場所大阪市西成区、死亡年月日令和六年十一月下旬頃（推定）、出生の場所不明、出生年月日不明、職業不明　被相続人　亡　（推定）三田　成光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市北区西天満一丁目一〇番八号西天満第一一松屋ビル三〇六　相続財産清算人　弁護士　大山　弘通

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市走谷一丁目八番、最後の住所大阪府枚方市牧野北町五番四―六一〇号　被相続人　亡　星　勝也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十六日

大阪市中央区博労町一丁目七番一六号ｙｔｃビル三階　リード総合法律会計事務所　相続財産清算人　弁護士　吉田　実